

お 知 ら せ

●医療費自己負担金の回収業務 の弁護士法人への委託について

日本海総合病院・日本海酒田リハビリテーション病院では、回収が困難となっている医療費自己負担金の未収金について、平成29年2月から弁護士法人に回収業務を委託しております。

医療費の自己負担金については、多くの場合、速やかにお支払いをいただいておりますが、電話や文書等による請求にもかかわらず、お支払いが滞る事例もあり、このような未収金の縮減が病院経営の課題となっています。

そこで、適切にお支払いいただいている患者さんとの公平性の確保と病院経営の健全化のために、個人未収金の一部について、回収業務を弁護士法人へ委託いたしました。

病院からの再三の請求に対して、お支払いいただけない場合には、委託先の「弁護士法人ブレインハート法律事務所」から支払いについてご連絡いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



地方独立行政法人
山形県・酒田市病院機構

地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 理事長